

地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱について【補足事項】

1 財産の処分制限期間について

交付要綱第22条第2項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）が定めるところによるものとする。

2 交付要綱第23条で定める「大臣が別に定める基準」は次のとおりとする。

- (1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。
- (2) 整備事業者と同一の市町村（市町村の属する都道府県を含む。）及び市町村の連携主体と同一の市町村への無償による転用のための財産処分である場合。

3 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第15号までの用紙は、電子ファイルで申請する場合も含め、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。